

朝晩涼しくなり、過ごしやすくなってきました。急な気温の変化に体調を崩さないようにしましょう。互助組合・共済組合では健康管理支援のため、次のような事業が行われます。

## 予防注射補助事業

インフルエンザの予防接種をしたとき、その料金の一部を補助し負担の軽減をすることにより、組合員の健康管理を支援する。

【対象者】

組合員本人

【補助限度額】

2,000円

【対象期間】

平成20年10月1日から平成20年12月31日

【請求書の提出期限】

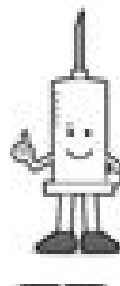
平成21年1月31日必着

【申請方法】

「インフルエンザ予防注射補助金請求書」に医療機関の証明又は領収書の原本を添付し、住所・氏名を記入し、押印後事務へ提出してください。（インフルエンザが判る内容のもの）  
年度に1回の申請です。申請もれのないように注意してください。2回以上接種した場合はまとめて申請します。

【支払方法】

内容確認後、組合員の給付金口座に振り込まれます。



## 特定健康診査の実施

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、年度内に40歳から75歳の誕生日を迎える組合員及びその被扶養者を対象に内臓脂肪の状態に着目した健康診査（特定健康診査）が実施されます。

【対象者】

40歳以上74歳以下の組合員とその被扶養者（年齢はH.21.3.31現在）

ただし、組合員本人については、原則として定期健康診断や人間ドックでの検査をもって代えることとします。

【検査内容】

身体計測、血液検査、尿検査、問診

【受診案内配付予定時期】

平成20年12月頃



## 公費負担医療費助成制度対象者の届出

組合員及び被扶養者が居住地の市町村から公費負担医療助成制度の適用を受け、「受給者証」が交付された場合、医療機関に提示すれば窓口負担額が免除あるいは、軽減されます。共済からの給付金調整が必要ですので、適用・非適用になった場合は、届け出用紙の提出が必要です。

【届け出が必要な公費負担医療助成制度】

- ・ 重度心身障害者医療
- ・ 母子家庭医療
- ・ 父子家庭医療

すでに提出済みの方については、必要ありません。

# 病気やケガをしたとき

医療機関等で診察に要した費用は、どのようにして計算されているのでしょうか……

総医療費 80 万円の場合

組合員・被扶養者の場合 (3 割負担)

※高額療養費は、一般で計算しています。

療養の給付 560,000 円  7 割を共済組合が 医療機関に支払う	組合員窓口負担 240,000 円 (いったん窓口で支払う)		自己負担限度額 85,430 円		
	高額療養費 154,570 円	一部負担金払戻金 家族療養費付加金 65,400 円		組合員医療費 被扶養者医療費 15,000 円	自己負担額 5,030 円

↓ ↓ ↓

二ヶ月後に共済組合・互助組合から給付されます (自動)

高額療養費 (算定基準・一般で計算しています)

$$240,000 \text{ 円} - \{(800,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01\} + 80,100 \text{ 円} = 154,570 \text{ 円}$$

一部負担金払戻金又は家族療養費付加金

$$85,430 \text{ 円} - 20,000 \text{ 円} = 65,400 \text{ 円} \text{ (100 円未満切り捨て)}$$

組合員医療費又は被扶養者医療費

$$85,430 \text{ 円} - 65,400 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = 15,000 \text{ 円} \text{ (100 円未満切り捨て)}$$

高額療養費算定基準

(区分及び算定式)

一般(給料月額 424,000 円未満) :  $\{(総医療費 - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01\} + 80,100 \text{ 円}$

上位(給料月額 424,000 円以上) :  $\{(総医療費 - 500,000 \text{ 円}) \times 0.01\} + 150,000 \text{ 円}$

